

水道技術管理者の資格要件(実務経験年数)の確認票

基礎教育を受け卒業した者	専攻の種別	土木工学又はこれに相当する課程を修了		土木工学以外の工学及び理学・農学・医学・薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目	工学・理学・農学・医学・薬学以外の学科目
	学校の種別	衛生工学・水道工学に関する学科目	左記以外の学科目		
	新制大学	☐ 2年以上 (1年以上) ☒ 1年以上 (6カ月以上)	☐ 3年以上 (1年6カ月以上) ☒ 2年以上 (1年以上)	☐ 4年以上 (2年以上)	☐ 5年以上 (2年6カ月以上)
	旧制大学	☐ 2年以上(1年以上) ☒ 1年以上(6カ月以上)		☐ 4年以上 (2年以上)	☐ 5年以上 (2年6カ月以上)
	短期大学 専門職大学前期課程修了者 高等専門学校 旧制専門学校	☐ 5年以上 (2年6カ月以上)		☐ 6年以上 (3年以上)	☐ 7年以上 (3年6カ月以上)
	高等学校 旧制中等学校	☐ 7年以上 (3年6カ月以上)		☐ 8年以上 (4年以上)	☐ 9年以上 (4年6カ月以上)
その他	☐ 10年以上(5年以上)水道の技術上の実務に従事した経験を有する者 ☐ 外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定ある学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ☐ 技術士法の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者(上水道及び工業用水道又は水道環境を選択)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。 ☐ 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者				
地方公共団体の条例で定める資格を有するもの					
☐ 水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道設置者が地方公共団体である場合、当該地方公共団体の条例で定める資格を有するもの。					

該当する□を黒塗りするか、レ点を記入してください。

実務経験年数とは、水道技術管理者を要する施設において、水道に関する技術上の実務に従事した年数をいう。

ただし、()内は1日最大給水量1000 m³以下の専用水道を対象とする。

※大学卒業後、大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した者、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した者。